

愛媛県教育研究協議会 外国語委員会規約

(名称)

第1条 本会は、愛媛県教育研究協議会 外国語委員会と称す。

(目的)

第2条 本会は、小学校外国語活動・中学校英語教育の推進と、外国語委員会の適正かつ円滑な運営をめざすものとする。

(組織)

第3条 本会は、愛媛県教育研究協議会会員をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会
- (2) 講習会
- (3) 研究印刷物の刊行
- (4) その他必要な事業

(役員)

第5条 本会役員は、委員長1名、副委員長若干名、幹事若干名によって構成される。

- 2 委員長は中学校英語部会の長を兼ねる。
- 3 副委員長は小中学校顧問校長等とする。
- 4 幹事は郡市の支部長等から選出する。

(事務局)

第6条 委員長は、事業推進のために事務局を設けるものとする。

- 2 委員長は、会員の中から事務局長及び若干の事務局次長を人選し、その業務を委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 委員長は部会を招集し、事業の企画運営にあたる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 3 幹事は、部会が行う事業の企画運営に関する業務を分掌する。

(規定改正)

本規約は、令和元年6月1日より実施する。

- 附則
- 1 本会に関する上記のことについては、適宜見直しながら改善を図る。
 - 2 本会に関する上記以外のことについては、そのつど協議し善処する。